

「ゆうゆう住宅」申込内容の確認書 (2021年改訂)

ゆうゆう住宅(まもりすまい保険・特定住宅)の申込みの際は、この確認書を参考に申込内容・書類等を確認してください。

《確認欄》

1	保険契約申込は、工事着工前に行わなければなりません	□
---	---------------------------	---

※工事着工後は、保険契約申込はできません。着工の3週間前を目安に余裕をもってお申し込みください。

※住宅保証機構への事業者届出が済んでいない場合は組合に相談してください。

2	基礎の設計に先立ち、現地調査を行わなければなりません	□
---	----------------------------	---

※現地調査チェックシートに基づいて実施し、結果を記入します。判定が1つでもBに該当すれば地盤調査が必要です。

3	申し込む住宅は、『まもりすまい保険の設計施工基準(2019年12月)』に適合していますか？	
	①基礎配筋は、下記のいずれかに基づいて設計している。 ・べた基礎配筋表、べた基礎スラブ配筋スパン表、構造計算、告示	□
	②基礎の配筋根拠について図面(基礎伏図、矩計図などいずれかに)に記入してある。 (記入例1)構造計算による場合→「構造計算による配筋を決定」 (記入例2)べた基礎配筋表による場合→「べた基礎配筋表による配筋を決定」 (記入例3)べた基礎スラブ配筋スパン表による場合→「べた基礎スラブ配筋スパン表による配筋を決定」 (記入例4)告示による場合→「告示による配筋を決定」	□
	③設計施工基準と違う仕様にする場合、保険申込みの前に県連・組合を通じて、「設計施工基準第3条に係る確認」を受けている(伝統工法や真壁造など)	□

4	申し込む住宅は、『ゆうゆう住宅設計施工基準 2019年10月』に適合していますか？	
	①基礎の構造 :地盤面(GL)からの立ち上がりの高さ 400mm以上 (※1)	□
	(※1) 基礎高400mm未満 の場合は、「包括3条確認」の内容に基づき設計・施工することを承知済み。	□
	②通し柱、すみ柱、管柱の寸法 :は 120mm角以上 (※2)	□
	(※2) 105mm角 の場合、ゆうゆう住宅設計施工基準の第2章4条(1)に定める、工法、指定する樹種、又は材を使用しているか確認。	□
	③土台の断面寸法は 12mm角以上 (※3)	□
(※3) 105mm角 の場合、ゆうゆう住宅設計施工基準の第2章5条(1)に定める樹種、又は防腐処理を用いているか確認。	□	

5	提出書類等は揃いましたか？	
	①保険契約申込書・特定住宅 1部	□
	②設計図書(付近見取図、配置図、平面図、立面図、矩計図、基礎伏図、2階床伏図) 各2部	□
	③請負契約書の写し 1部 ※分譲住宅の場合に『売買契約書』を保険証券発行申請時に提出	□
	④確認済証と確認申請書(1~5面)の写し(※建築確認が要らない地域は「建築工事届」の写し) 2部	□
	⑤地盤調査報告書の写し(※考察の記載が必要) 2部 ただし、チェック項目で全てAの場合は『現地調査チェックシート(2枚複写) 1部』の提出も可。木造2階建て以下で使用可能。Bに1つでも該当する場合は地盤調査報告書の提出が必要。	□
	⑦設計内容確認シート(木造住宅用) 1部 ※組合で設計施工基準に適合しているかを確認するために使用	□
	⑧契約内容確認シート 1部 ※申込時の提出は必須ではない。保険証券発行申請時での提出も可	□
	【住宅保証機構の地盤保証制度の申込みをしている場合】 ⑨地盤調査・地盤保証依頼書の写し(※登録地盤会社よりFAXで返信を受けた依頼書の写し) 1部 ※さらに、地盤補強工事を行っている場合は、『地盤補強工事完了報告書の原本』の提出が必要。	□
	【べた基礎スラブ配筋スパン表で基礎配筋を行った場合】 ⑩該当する配筋仕様の箇所に○を付けた配筋表 2部	□
	⑪現場検査手数料(1回目)と事務手数料(所属組合に支払)(※額は所属県連・組合にご確認ください)	□

施工者	受付組合
-----	------